

令和2年1月15日

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前備置書類  
(吸収分割に関する事前備置書類)

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号  
株式会社エイチ・アイ・エス  
代表取締役 澤田 秀雄

当社と株式会社新エイチ・アイ・エス（以下「新HIS」といいます。）は、当社を吸収分割会社とし、新HISを吸収分割承継会社とする吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といい、当該契約に基づく吸収分割を「本吸収分割」といいます。）を、効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）を令和2年8月1日と定めて、令和元年12月12日に締結しました。

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の規定に基づき開示すべき事項は、以下に記すとおりになります。

**1. 本吸収分割契約の内容**

別紙として添付する「吸収分割契約書」謄本に記載のとおりです。

**2. 分割対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）**

本吸収分割に際し、吸収分割承継会社（新HIS）から当社に対して株式、金銭その他一切の財産の交付をいたしません。これは、吸収分割承継会社（新HIS）が当社の完全子会社であり、吸収分割承継会社（新HIS）から当社に対して対価を交付する必要性が認められないためであり、本吸収分割による対価を無対価とすることは相当であると判断しております。また、以上により、吸収分割承継会社（新HIS）において資本金および準備金の額は変動いたしません。

**3. 本効力発生日における吸収分割承継会社（新HIS）の剰余金配当等に関する事項**

吸収分割承継会社（新HIS）は、本効力発生日において次に掲げる行為をいたしません。

- (1) 全部取得条項付種類株式の対価として分割対価を交付する決議（会社法施行規則第183条第2号イ）
- (2) 剰余金の配当として分割対価を交付する決議（会社法施行規則第183条第2号ロ）

**4. 当社の新株予約権者に対して交付する吸収分割承継会社（新HIS）の新株予約権についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）**

本吸収分割契約は、当社の新株予約権の新株予約権者に対して吸収分割承継会社（新HIS）の新株予約権を交付する旨の定めを設けておりません。また、当社は転換社債型新株予約権

付社債を発行しておりますが、本吸収分割による取扱いの変更はありません。

5. 吸収分割承継会社（新HIS）の成立の日における貸借対照表（会社法施行規則第183条第4号イ）

吸収分割承継会社（新HIS）は、令和元年11月1日に設立された会社であるため確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表は、次のとおりです。

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
現金および預金	100	資本金	100
資産合計	100	純資産合計	100

6. 当社の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第183条第5号イ）

該当事項はございません。

7. 本効力発生日以後における当社および吸収分割承継会社（新HIS）の債務の履行の見込み（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の令和元年10月期連結会計期間末日となる令和元年10月31日現在の連結財務諸表において、資産の額は577,399百万円、負債の額は453,490百万円、純資産の額は123,909百万円であります。その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本吸収分割の効力発生日までに当社の資産および負債の状態に重大な変動を生ずる事態は、現在のところ予測されておりません。

以上のほか、当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等を勘案し、当社が負担する債務は、本効力発生日以後においても履行の見込みがあると判断しております。

(2) 吸収分割承継会社（新HIS）の債務の履行の見込みについて

当社は重疊的債務引き受けをしており、吸収分割承継会社（新HIS）が当社の完全子会社であること、本吸収分割で承継する権利義務、吸収分割承継会社（新HIS）のキャッシュ・フロー等を勘案し、吸収分割承継会社（新HIS）が当社から承継する債務について、本効力発生日以後においても履行の見込みがあると判断しております。

以上

## 吸収分割契約書



株式会社エイチ・アイ・エス（以下「甲」という。）及び株式会社新エイチ・アイ・エス（以下「乙」という。）は、甲が旅行業及び旅行関連事業（以下併せて「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行うに際し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（目的）

甲は、本契約に定めるところに従い、吸収分割により、甲が本件事業に関して有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを甲から承継する。

### 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

#### （1）甲（吸収分割会社）

商号：株式会社エイチ・アイ・エス

（本件分割の効力発生日（第6条において定義される。以下同じ）において「H.I.S. HOLDINGS 株式会社」に商号変更予定）

住所：東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

#### （2）乙（吸収分割承継会社）

商号：株式会社新エイチ・アイ・エス

（本件分割の効力発生日において「株式会社エイチ・アイ・エス」に商号変更予定）

住所：東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

### 第3条（本件分割により乙が承継する権利義務）

- 乙が本件分割により甲から承継する権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」のとおりとする。
- 前項の規定にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、(i)法令等により本件分割による承継ができないもの、(ii)本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるもの、又は(iii)甲及び乙が除外することに合意したもののについては、甲及び乙協議のうえ、これを承継対象権利義務から除外することができる。
- 第1項の規定により乙が承継した債務については、効力発生日以降も甲が併存的にこれを引き受けるものとする。ただし、甲乙間においては当該承継した債務は最終的に乙が負担するものとし、当該承継した債務について甲がその履行をしたときは、甲は乙に対してその履行した債務の全額を求償することができる。

### 第4条（本件分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際し、甲に対して株式その他の金銭等の対価を交付しない。

### 第5条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本件分割において資本金及び準備金の額を増加しない。

#### 第6条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年8月1日とする。ただし、本件分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上別途合意することにより、これを変更することができる。

#### 第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれ業務執行及び財産管理をするものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙間で協議の上でこれを実行する。

#### 第8条（競業避止義務）

甲は、本件分割の効力発生日以後、乙に対して競業避止義務を負わない。

#### 第9条（承認決議）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、甲は株主総会において、乙は株主総会又は取締役会において本契約の承認を得るものとする。

#### 第10条（分割条件の変更又は分割の中止）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合には、協議により分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第11条（本契約に定めのない事項）

本件分割に関し必要な事項であって本契約に定めのない事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙間で協議の上これを決定する。

以上のとおり吸収分割契約が成立したので、本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙がその写しを保持する。

2019年12月12日

#### 甲（吸収分割会社）

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号  
株式会社エイチ・アイ・エス  
代表取締役 澤田 秀雄



#### 乙（吸収分割承継会社）

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号  
株式会社新エイチ・アイ・エス  
代表取締役 澤田 秀雄



## 承継権利義務明細表

乙が甲から承継する本件事業に関する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は、次のとおりとする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価は、2019年10月31日現在の甲の貸借対照表の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

### 1. 承継する資産

本件事業に属する流動資産（現金、売掛債権、旅行前払金等）及び固定資産（有形固定資産、無形固定資産等）。ただし、以下に掲げる資産を除く。

- (1) 子会社及び関連会社の株式又は出資持分
- (2) 投資有価証券

### 2. 承継する債務

本件事業に属する流動負債（買掛債務、旅行前受金等）及び固定負債（預り金等）。ただし、本件事業に属する租税債務を除く。

### 3. 承継するその他の権利義務等

旅行契約、業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及び効力発生日の前日の終了時点において甲に在籍する甲の全ての従業員と甲との間の雇用契約に関する契約上の地位並びにこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務。

以上